

【表紙】

| | |
|---------------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年9月25日 |
| 【会社名】 | 株式会社エンバイオ・ホールディングス |
| 【英訳名】 | EnBio Holdings, Inc |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 西村 実 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区神田多町二丁目11番地 |
| 【電話番号】 | 03(5297)7155 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 中村 賀一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区神田須田町二丁目5番地2 |
| 【電話番号】 | 03(5297)7155 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 中村 賀一 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 962,400,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|------------|--|
| 普通株式 | 1,200,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。 |

(注) 1 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集（以下「本第三者割当」といいます。）は、平成27年9月25日（金）開催の取締役会において決議されております。

2 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額（円） | 資本組入額の総額（円） |
|-------------|------------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 1,200,000株 | 962,400,000 | 481,200,000 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計（総発行株式） | 1,200,000株 | 962,400,000 | 481,200,000 |

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は481,200,000円であります。

(2)【募集の条件】

| 発行価格（円） | 資本組入額（円） | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金（円） | 払込期日 |
|---------|----------|--------|-------------|----------|-------------|
| 802 | 401 | 100株 | 平成27年10月13日 | - | 平成27年10月13日 |

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 申込みの方法は、割当予定先との間で本有価証券届出書の効力発生後、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

4 払込期日までに本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|------------------------|--------------------|
| 株式会社エンパイオ・ホールディングス 管理部 | 東京都千代田区神田多町二丁目11番地 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|-----------------|---------------------|
| 株式会社みずほ銀行 日本橋支店 | 東京都中央区日本橋室町4丁目3番地18 |

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 962,400,000 | 5,000,000 | 957,400,000 |

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額は、書類作成費用、弁護士報酬、登記費用等を見込んでおります。

(2)【手取金の使途】

| 具体的な資金使途 | 金額(百万円) | 支出予定時期 |
|-------------------------------|---------|----------------------|
| 当社100%子会社株式会社ビーエフマネジメントに対する融資 | 957 | 平成27年10月～ 平成28年9月 |

(注) 1 100%子会社である株式会社ビーエフマネジメントは、土壌汚染された土地の再活用を推進するブラウンフィールド¹活用事業を展開しており、当該資金を販売用不動産としての土壌汚染地の取得資金に充当する予定であります。これにより、従来より規模の大きい不動産を取り扱える購買力が得られるため、収益性の向上が見込まれます。

なお、取得資金に不足が生じる場合には、金融機関からの借入実行により充当する予定であります。

2 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座において管理する予定です。

¹ ブラウンフィールド

土壌汚染の存在、あるいはその懸念から、本来、その土地が有する潜在的な価値よりも著しく低い用途あるいは未利用となった土地。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成27年9月25日現在におけるものであります。

| a. 割当予定先の概要 | |
|--------------------|--|
| 名称 | 株式会社シーアールイー |
| 本店の所在地 | 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 |
| 直近の有価証券報告書等の提出日 | (有価証券報告書) 平成27年3月19日に有価証券届出書を提出したことにより新たに開示会社となりましたが、7月決算であり、提出時期に至っていないことから提出されていません。 (四半期報告書) 第7期第3四半期(自平成27年2月1日至平成27年4月30日) 平成27年6月11日 関東財務局長に提出 |
| b. 提出者と割当予定先との間の関係 | |
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係 | 当社は当該会社より当社子会社において汚染土壌の浄化工事及び地歴調査を受注しております。 |

c. 割当予定先の選定理由

当社グループは、土壌汚染の調査・浄化工事を行う「土壌汚染対策事業」を中心に、土壌汚染の調査・浄化工事で使用する専用機械や資材、浄化用薬剤等を輸入販売する「土壌汚染関連機器・資材販売事業」、土壌汚染地の再活用を推進する「ブラウンフィールド活用事業」、の3つの事業を通して土壌汚染問題の解決に資するサービスを総合的に展開しております。

主力の土壌汚染対策事業では、汎用的な土壌浄化工法である汚染土壌の掘削除去・場外搬出と比較して圧倒的に低価格で浄化ができる原位置浄化という工法を特徴に売上を伸ばしてまいりました。原位置浄化とは、汚染土壌中に浄化薬剤を注入・混合することにより、その場で汚染物質を分解して土壌汚染を浄化する工法です。当社グループでは、汚染分布の三次元解析、薬剤配合、施工方法などを組み合わせた独自の原位置浄化技術を展開しております。

ブラウンフィールド活用事業では、低価格かつ短工期で土壌浄化ができる当社独自の原位置浄化の特徴を最大限に生かし、土壌汚染地を現状有姿で購入し、当社グループで浄化対策を実施した後に再販しております。資金的な体力が乏しいため土壌汚染対策を講ずることができず、土壌汚染地の再活用が進まない中小事業者などを主な顧客としております。

当社は平成26年3月12日の上場以来、土壌汚染対策事業における顧客ベースの拡大とブラウンフィールド活用事業が牽引する土壌浄化工事を国内市場における成長の原動力として位置づけ、営業基盤の強化に取り組んでおります。

割当予定先である株式会社シーアールイー（以下、「シーアールイー」という）は、物流不動産を中心に総合サービスを展開しております。特に、主力事業の一つである先進的物流不動産の開発事業（物流投資事業）を成長ドライバーとして位置づけ、開発用地仕入能力の強化に取り組んでおります。大規模な物流施設開発用地は、工場跡地等を再利用するケースが多く、さまざまな土壌汚染問題を抱えており、土壌汚染対策ノウハウの重要性が高まっております。

当社グループは平成26年よりシーアールイーの開発案件に対して原位置浄化技術を提供することで取引関係を構築してまいりました。そうした過程の中で、平成27年7月にシーアールイーから、当社グループの土壌汚染対策事業とシーアールイーの先進的物流不動産の開発事業とは相乗効果が大きく、取引関係を深め継続することが両社の成長を促進させるという趣旨のもと、資本業務提携の提案がなされました。その後当社は資本業務提携の内容やスキーム等について慎重に協議・検討を行ってまいりました。その結果、当社グループとシーアールイーそれぞれの補完性の高い経営資源を有効活用することにより、土地情報入手、土地仕入、土壌浄化、開発・売却/運用といったバリューチェーンが強化され、当社グループが手掛ける中小規模からシーアールイーが手掛ける大規模までさま

ざまな用地規模及び汚染状況への対応力が高まり、ブラウンフィールド活用事業を拡大できるとともに土壤汚染対策事業への波及効果も期待できるとの判断に至りました。

このように、当社がシーアールイーと本資本業務提携を締結することで、補完性の高い双方の経営資源を有効活用し、ブラウンフィールド活用事業と土壤汚染対策事業を拡大できるとの判断に至り、シーアールイーを割当て予定先に選定いたしました。

(本資本業務提携契約の概要)

本資本業務提携契約の概要は以下の通りであります。

(ア) 目的

当社グループとシーアールイーが互いの経営資源を補完することにより、両社のバリューチェーンを強化し、土壤汚染をめぐるブラウンフィールド問題を解決することで土地取引の健全化・活性化を図り、両社の企業価値を向上させることを目的として、本資本業務提携を実施いたします。

(イ) 業務提携の内容

当社グループ及びシーアールイーは、相互に協力して以下の内容を実施してまいります。

ブラウンフィールド活用事業

当社100%子会社の株式会社ビーエフマネジメント(以下、BFM)において、以下の内容を実施してまいります。

- ・両社が有する汚染土地情報を共有し、個々のブラウンフィールド活用事業用地の投資判断を行い、積極的にブラウンフィールド活用事業用地を仕入れて事業の拡大を図ります。
- ・シーアールイーより土地の仕入、開発・運用、売却のノウハウ提供を受けます。

土壤汚染対策事業

シーアールイーが行う物流投資事業において発生する土壤汚染の浄化工事に対して、当社グループの土壤浄化技術を優先的に提供します。

(ウ) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当増資により、シーアールイーに当社の普通株式1,200,000株(本第三者割当増資後の所有議決権割合22.28%、発行済株式総数に対する所有割合22.28%)を割り当てます。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,200,000株

e. 株券等の保有方針

シーアールイーは、当社株式を長期的に継続保有する方針であると書面にて確認しております。なお、当社は、シーアールイーから、本第三者割当の払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに割当て先が同意する旨の確約書を締結する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、シーアールイーが平成27年6月11日に提出した平成27年7月期第3四半期報告書に記載の四半期連結貸借対照表(平成27年4月30日現在)における総資産額(28,760百万円)、純資産額(9,140百万円)及び現預金の額(10,339百万円)の状況を確認した結果、シーアールイーは本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な資金を有しているものと判断しております。

g. 割当て先の実態

割当て先であるシーアールイーは、東京証券取引所市場第二部に上場していることから、同社が同証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システム等に関する事項 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」の記載内容を東京証券取引所のホームページにて確認したことにより、当社は割当て先及びその役員が反社会的勢力と交流を持っている事実は有していないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性

発行価格につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（平成27年9月24日）までの過去1ヶ月の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場における当社普通株式の終値の平均値である890.90円に対してディスカウント率9.97%を適用し、802円といたしました。なお、当該発行価格は、直前営業日の終値873円からのディスカウント率が8.13%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値971.56円からのディスカウント率が17.45%、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値765.98円からのプレミアム率が4.70%となっております。

過去1ヶ月の平均値を基準とした理由は、当社の株価はボラティリティ（変動性）が高く、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近1ヶ月としたのは、直近3ヶ月、直近6ヶ月と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い一定期間を採用することが合理的であると判断したためであります。上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されたものであり、特に有利な価格に該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、本第三者割当の実施を決議した本日開催の取締役会において、発行価格である802円は、当社株式の価値を表す客観的な市場価格を基準にして決定され、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、割当予定先に特に有利ではなく適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により増加する株式数は1,200,000株（議決権12,000個）であり、本第三者割当により、当社の平成27年8月31日現在の発行済株式数4,186,200株（総議決権数41,849個）に対して28.67%の割合（総議決権数に対する割合28.67%）で希薄化が生じることとなります。

しかし、シーアールイーとの本資本業務提携は、当社と当社グループにおけるブラウンフィールド活用事業及び土壌汚染対策事業の一層の事業拡大が促進され、当社グループの企業価値の向上につながるものであります。

そのための資金として本第三者割当増資による資金を充当することになります。

したがって、当社としては、本第三者割当により短期的には株式の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは、当社グループの業績、企業価値の向上が期待でき、ひいては株主の皆様の利益の向上につながるため、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当増資における新株式の発行数量は1,200,000株（議決権12,000個）であり、平成27年8月31日現在の当社発行済株式総数に基づく議決権の数（41,849個）に対する割合は28.67%となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%) | 割当後の所有 株式数 (株) | 割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%) |
|----------------|----------------------|--------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| 株式会社シーアールイー | 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 | - | - | 1,200,000 | 22.28 |
| 西村 実 | 千葉県習志野市 | 571,500 | 13.66 | 571,500 | 10.61 |
| 中村 賀一 | 神奈川県横浜市都筑区 | 361,000 | 8.63 | 361,000 | 6.70 |
| 平田 幸一郎 | 東京都杉並区 | 200,000 | 4.78 | 200,000 | 3.71 |
| 投資事業組合オリックス11号 | 東京都港区浜松町2丁目4番1号 | 194,000 | 4.64 | 194,000 | 3.60 |
| 日本証券金融株式会社 | 東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号 | 79,800 | 1.91 | 79,800 | 1.48 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1丁目6番1号 | 62,200 | 1.49 | 62,200 | 1.16 |
| 中間 哲志 | 東京都新宿区 | 55,000 | 1.31 | 55,000 | 1.02 |
| 大澤 都世子 | 神奈川県鎌倉市 | 55,000 | 1.31 | 55,000 | 1.02 |
| 境 治美 | 福岡県福岡市南区 | 55,000 | 1.31 | 55,000 | 1.02 |
| 計 | - | 1,633,500 | 39.03 | 2,833,500 | 52.62 |

- (注) 1 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成27年3月31日現在の株主名簿上の議決権数(41,479個)に、平成27年4月1日以降の新株予約権行使による増加株式数(37,000株)を加えて算出しております。
- 2 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、募集前の株式数をもとに、本第三者割当による増加株式数(1,200,000株)を加えた株式数(5,386,200株)に係る議決権の数(53,849個)を分母として算出しております。
- 3 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由についての取締役会の判断の内容

当社は、ブラウンフィールド活用事業において、土壌汚染地を中心に土地購入をし、浄化後再販売する事業を展開してまいりまして、これまでガソリンスタンドやクリーニング工場、鍍金その他各種工場跡地の購入、浄化、開発の実績をあげてまいりました。今後この事業を拡大するためには、現在の自己資本と間接金融に頼るだけでは限界があり、直接金融による資金調達必要性が生じておりました。

そこで、この事情を満たす資金調達方法について、社内で十分かつ仔細に検討した結果、長期的かつ安定的な資金調達をすべきと考えられること、資本性のある資金調達として公募増資や株主割当増資も考えられるものの、調達コストが相対的に高まることや当社株式の資本市場での状況などを勘案すると、当社における資金需要の発生時期に合わせて必要な資金を適時、確実に調達できない場合も考えられること、有利子負債残高の増加を回避し、自己資本を充実されることが望ましいこと、割当て予定先であるシーアールイーとのシナジー効果の極大化の観点等を総合的に勘案した結果、平成27年9月25日開催の取締役会において、第三者割当増資による資金調達が最善であると判断いたしました。

(2) 大規模な第三者割当による少数株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当増資により発行する新株式は、1,200,000株であり、当社の発行済株式総数4,186,200株の28.67%（小数点以下第三位を四捨五入）、当社の総議決権個数（41,849個）の28.67%（小数点以下第三位を四捨五入）に当たります。

しかしながら、当社は、上記「3(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」の記載のとおり、本第三者割当増資は、既存の株主の皆様を含め当社株主価値の向上に不可欠であり、既存の株主の皆様への影響という観点からみても相当であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資に伴う新株式の発行は、希薄化が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手を行うことといたしました。

そこで、当社は、当社社外監査役でありかつ株式会社東京証券取引所の定める独立役員である星野隆宏氏（弁護士）に、本第三者割当の必要性及び相当性について意見を求め、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱いたしました。

当社は、星野隆宏氏に対して、現状における財政状態や経営成績及びその見込み、本第三者割当の目的及び理由、払込金額算定の根拠、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、星野隆宏氏からの質問事項に関して説明を行いました。その結果、平成27年9月24日付で星野隆宏氏より、本第三者割当につき必要性及び相当性が認められるとの内容の意見書を受領いたしました。

当社は、受領した意見書の内容を踏まえ、本第三者割当増資には必要性が認められ、その払込金額、発行方法及び割当先の選定等はいずれも相当性があると判断いたしました。

なお、当該意見書の概要は以下のとおりです。

（意見書の概要）

第1 本第三者割当増資の必要性

1 本第三者割当増資の目的

本第三者割当増資は、発行会社と株式会社シーアールイー（以下「割当予定先」という。）との資本業務提携契約（以下「本資本業務提携」という。）の締結と併せて実施するものであり、本資本業務提携の効果をより確実なものとする、及び発行会社グループが行っているブラウンフィールド活用事業（土壌汚染地再活用事業）において、より規模の大きい汚染地の購入・浄化・開発を行うための財務基盤の強化を目的としている。

2 本資本業務提携の効果をより確実なものとする

(1) 発行会社は、土壌汚染の調査・浄化工事を行う「土壌汚染対策事業」を中心に、土壌汚染の調査・浄化工事で使用する専用機械や資材、浄化用薬剤等を輸入販売する「土壌汚染 関連機器・資材販売事業」、土壌汚染地の再活用を推進する「ブラウンフィールド活用事業」の3つの事業をそれぞれ行う子会社を保有しており、これらのグループ事業を通じて土壌汚染問題の解決に資するサービスを総合的に展開している。

このうち、ブラウンフィールド活用事業では、発行会社の土壌汚染対策事業で用いられる低価格かつ短工期で土壌浄化ができる独自の原位置浄化技術を最大限に生かし、土壌汚染地を現状有姿で購入し、発行会社グループで浄化対策を実施した後に再販している。

発行会社では、ブラウンフィールド活用事業を成長の重要な原動力のひとつとして位置づけ、営業基盤の強化に取り組んでいる。

- (2) 割当予定先は、物流不動産を中心に総合サービスを展開しており、特に、先進的物流不動産の開発事業（物流投資事業）を成長ドライバーとして位置づけ、開発用地仕入能力の強化に取り組んでいる。大規模な物流施設開発用地は、工場跡地等を再利用するケースが多く、さまざまな土壤汚染問題を抱えており、土壤汚染対策ノウハウの重要性が高まっている。
- (3) 以上の状況の中、発行会社グループの土壤汚染対策事業と、割当予定先の先進的物流不動産の開発事業とは相乗効果が大きく、取引関係を深め継続することが、両社の成長に大いに貢献することが期待される。

さらに、発行会社グループと割当予定先が協業し、また、それぞれのノウハウを補完することによって、土地情報入手、土地仕入、土壤浄化、開発・売却/運用といったバリューチェーンが強化され、発行会社グループが手掛ける中小規模から、割当予定先が手掛ける大規模までのさまざまな用地規模及び汚染状況への対応力が高まり、取り扱うブラウンフィールド物件の大規模化、高回転化を実現し、ブラウンフィールド活用事業の売上増加と、土壤汚染対策事業への波及効果による事業拡大が促進されることで、発行会社グループの企業価値の向上につながる。

- (4) 以上のとおり、本資本業務提携により、補完性の高い双方の経営資源を有効活用し、ブラウンフィールド活用事業とそれに伴う土壤汚染対策事業を拡大することは、発行会社の一段の成長のための鍵となるものであり、この提携関係を強化するため、本資本業務提携に併せて本第三者割当増資を行い、発行会社と割当予定先との間で資本提携を行うことには、必要性が認められる。

3 財務基盤の強化

- (1) 発行会社グループが手掛けるブラウンフィールド活用事業は、発行会社の成長のための重要な原動力のひとつと位置付けられているものの、現状の事業規模は、発行会社グループの資金的な体力が乏しいため、その顧客は、土壤汚染対策を講ずることができず土壤汚染地の再活用が進まない中小事業者などが主となっている。
- (2) 発行会社グループの将来の成長のためには、より規模の大きい汚染地の購入・浄化・開発を行うことが不可欠であるが、かかる事業の遂行のためには、金融機関からの融資に頼るだけでは限界があり、直接金融による資金調達によって財務基盤の強化を図る必要がある。今回の増資により得られた資金は、ブラウンフィールド活用事業において、販売用不動産の取得資金に充当する予定であり、これによって、従来よりも規模の大きい不動産を取り扱える購買力が得られるため、収益性の一段の向上が見込まれる。
- (3) よって、増資によって財務基盤を強化することで、ブラウンフィールド活用事業を拡大、成長させ、これを契機として、土壤汚染対策事業、土壤汚染関連機器・資材販売事業への波及的拡大、成長を図ることは、今後の発行会社の成長のために必要と認められる。

第2 本第三者割当増資の相当性

1 他の資金調達手段との比較

本第三者割当増資は、既述のとおり、発行会社と割当予定先との本資本業務提携と併せて実施するものであり、本資本業務提携の効果をより確実なものとする、及び発行会社グループが行うブラウンフィールド活用事業において、より規模の大きい汚染地の購入・浄化・開発を行うための財務基盤の強化を目的とするものである。

発行会社では、こうした目的を前提に、他の資金調達手段との比較検討を行い、社内で十分かつ仔細に検討した結果、従来の間接金融による資金の効率的調達に加えて、長期的かつ安定的な資金調達をするべきと考えられること、資本性のある資金調達として公募増資や株主割当増資も考えられるものの、調達コストが相対的に高まることや発行会社株式の資本市場での状況などを勘案すると、発行会社における資金需要の発生時期に合わせて必要な資金を適時、確実に調達できない場合も考えられること、有利子負債残高の増加を回避し、自己資本を充実することが望ましいこと、割当予定先とのシナジー効果の極大化の観点等を総合的に勘案し、最も合理的な資金調達手段として本第三者割当増資を選択していることが認められる。かかる判断については、認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。

以上から、他の手法と比較しても、本第三者割当増資によることの相当性が認められる。

2 割当予定先の相当性

発行会社は、本第三者割当増資を通じて、割当予定先との強固な資本提携関係を締結することで、補完性の高い双方の経営資源を有効活用し、発行会社のブラウンフィールド活用事業と土壤汚染対策事業を拡大できるものと認識しているが、これについて、不合理な点はないと評価できる。よって、発行会社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上という観点から、本第三者割当増資の割当先について不合理な点はないと評価できる。

また、発行会社は、割当予定先が発行会社の株式を長期に保有する意向であること、本第三者割当増資に係る払込みの确实性に問題はないこと、割当予定先の割当先としての属性にも特に問題はないことを確認している。

よって、割当予定先を本第三者割当増資の割当先に選定することは相当性が認められる。

3 発行条件の相当性

本第三者割当増資における新株の発行価格については、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(平成27年9月24日)までの過去1ヶ月の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)マザーズ市場における発行会社普通株式の終値の平均値である890.90円に対して9.97%の割合でディスカウントされた802円とされている。なお、当該発行価格は、直前営業日の終値873円からのディスカウント率が8.13%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値971.56円からのディスカウント率が17.45%、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値765.98円からのプレミアム率が4.70%となっている。

発行価格の決定に際して、直前営業日の終値を基準とすることなく、一定期間の平均値を基準としたことについては、発行会社の株価の変動状況に鑑みると、そのボラティリティ(変動性)が高いといえるため、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除することができ、算定根拠として客観性が高いといえるので、合理的であると考えられる。そして、一定期間の平均値を採用するに際して、過去1ヶ月の株価の平均値を基準としたのは、なるべく本第三者割当増資と時間的に近接した期間とするべきとの判断によるものと考えられ、相当であると考えられる。なお、株価の平均値の基準として、過去6ヶ月や3ヶ月によらず、1ヶ月を採用したことについては、発行会社株式が2014年3月の株式公開後価格変動幅が極めて大きく、そのため6ヶ月間の終値の単純平均によるのでは、必ずしも発行会社の株式の現在の適正な株価を反映したものとは言い難いこと、及び、過去3ヶ月は、日本経済を取り巻く環境の変化を反映して日経平均株価の変動幅が極めて大きく、それに伴って発行会社の株価も大きく変動したことから、やはりこの期間の株価の平均によるのも、適正な株価を反映したものといえるかどうかについて疑念があるため、そのような変動要因が落ち着いた本第三者割当増資に時間的に近接した期間の株価の平均値を用いることがより適正な株価を反映していると考えられるから、合理的な判断であると認められる。

また、ディスカウント割合につき、割当予定先との間で発行価額を含む発行条件について一定程度の交渉が行われることは、特段不合理なものではなく、本第三者割当による資金調達が発行会社の財務基盤の安定、また将来の事業拡充、発展に向けた投資資金の確保に資すると考えられることとの比較においては、上記ディスカウント割合は、適切な条件交渉の結果による相応の範囲内のものであると考えられる。

したがって、上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の範囲内で算定されたものであり、特に有利な価格に該当せず、相当なものと認められる。

4 払込みの确实性

割当予定先の払込予定額の確保については、割当予定先の平成27年6月11日に提出した平成27年7月期第3四半期報告書に記載の四半期連結貸借対照表(平成27年4月末時点)における総資産額(28,760百万円)、純資産額(9,140百万円)及び現預金の額(10,339百万円)の状況を確認しており、割当予定先は本第三者割当増資にかかる払込みに必要かつ十分な資金を有している。

5 既存株主への影響

本第三者割当増資は、既存株式の希薄化率が25%を超えるものであるところ、株式が25%以上希薄化すること自体は既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。

しかしながら、発行会社が今回の第三者割当増資を行うことで、割当予定先との強固な提携関係を構築することを可能とし、それによって、発行会社グループにおけるブラウンフィールド活用事業及び土壤汚染対策事業の一層の事業拡大が促進されることが大いに期待されることに鑑みれば、本第三者割当増資の実施は、既存の株式価値を向上させるための重要な手段となる。

また、本第三者割当増資の実施によって調達される資金は、ブラウンフィールド活用事業に投資される予定であり、同事業での収益の向上が見込まれ、これが企業価値向上、ひいては株式価値の向上にもつながり、既存株主の将来的な利益も期待できる。

したがって、上記のとおり、発行会社の中長期的な企業価値の向上、及びそれが既存の株主利益の最大化に資することを踏まえれば、本第三者割当増資によって生じる希薄化の規模は、合理的な範囲内であり、相当性を有すると考える。

第3 結論

以上により、発行会社の本第三者割当増資による資金調達は、その必要性及び相当性が認められるものと思料する。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出日（平成27年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年9月25日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数（株） | 発行済株式総 数残高（株） | 資本金増減額 （千円） | 資本金残高 （千円） | 資本準備金増 減額（千円） | 資本準備金残 高（千円） |
|---------------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成27年6月26日～ 平成27年9月25日 | 32,000 | 4,186,200 | 3,200 | 433,582 | 3,200 | 343,582 |

（注） 新株予約権の行使による増加であります。

2. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第16期）及び四半期報告書（第17期第1四半期）（以下、有価証券報告書等という。）に記載の「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年9月25日）までの間に生じた追加すべき事項は以下のとおりであります。

なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成27年9月25日）現在においても変更の必要がないと判断したものであります。

事業等のリスク

(1) 及び(2) 略

（追加事項）

(3) その他のリスク

～ 略

新株式の発行における株式価値の希薄化について

本第三者割当により割り当てる1,200,000株は、発行済株式総数4,186,200株（平成27年8月31日現在）の28.67%にあたり、これにより当社株式の1株当たりの株式価値および持分割合が希薄化し、当社株式に悪影響を及ぼす可能性があります。

業務・資本提携について

本第三者割当の実施に伴い、業務・資本提携を結び企業価値の向上を目指します。しかしながら、本提携に沿った提携が具体的に実行される保証はなく、またかかる提携が実行された場合でも、当社の期待する経済的効果が得られない場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第16期事業年度）の提出日（平成27年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成27年9月25日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成27年6月29日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

平成27年6月25日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間に責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第28条（取締役の責任免除）及び第36条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役として、西村実、中村賀一、角田真之及び湊初枝の4名を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、村岡元司を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数（個） | 反対数（個） | 棄権数（個） | 可決要件 | 決議の結果 （賛成の割合） |
|----------------------|--------|--------|--------|------|------------------|
| 第1号議案 定款一部変更の件 | 21,639 | 297 | 0 | (注)1 | 可決（97.49%） |
| 第2号議案 取締役4名選任の件 | | | | | |
| 西村 実 | 21,622 | 314 | 0 | (注)2 | 可決（97.41%） |
| 中村 賀一 | 21,542 | 394 | 0 | | 可決（97.05%） |
| 角田 真之 | 21,542 | 394 | 0 | | 可決（97.05%） |
| 湊 初枝 | 21,541 | 395 | 0 | | 可決（97.05%） |
| 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 | | | | | |
| 村岡 元司 | 21,552 | 384 | 0 | (注)2 | 可決（97.09%） |

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第16期) | 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日 | 平成27年6月26日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第17期第1四半期) | 自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日 | 平成27年8月12日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月25日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野 強 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンバイオ・ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンバイオ・ホールディングス及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エンバイオ・ホールディングスの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エンバイオ・ホールディングスが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成27年6月25日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野 強 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンバイオ・ホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エンバイオ・ホールディングスの平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月11日

株式会社エンバイオ・ホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野 強 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エンバイオ・ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エンバイオ・ホールディングス及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。